

一刀領談



7月1日、中国政府は「中華人民共和国反スパイ法」(以下「反スパイ法」)を改正、施行した。反スパイ法で想起されるのは、日本の製薬会社の現地法人幹部が今年3月、「スパイ活動を行った反スパイ法違反などの容疑」で中国当局に拘束された事案である。

その際、中国外務省の毛寧副報道局長は「中国は法治国家で」「違法な犯罪者は必ず法に基づいて追及される」とし、「この数年、日本公民による類似の案件がしばしば発生しており、日本側は本国公民の教育や注意喚起を強化すべきである」と指摘した。

■「大中華」の認識

だが、この発言には違和感がある。中国政府は香港での反政府運動を阻止するための「国家安全維持法」を2020年に制定し、言論の自由をも抑制しているからだ。

それに反スパイ法の総則の第1条では「反スパイ活動を強化し、スパイ行為を防止・制止・処罰し、国家安全を守り、人民の利益を保護するために、憲法に基づいて本法を制定する」とするが、スパイ行為については具体的な記述がなされていない。これは「国家安全」や「人民の利益」を口実にすれば、恣意的に法を執行することができる、ということだ。

この中国の法意識は、日本「國家主權」と「領土訴

中国の反スパイ法



改正反スパイ法などについて、中国政府が日米欧など外国企業の代表者向けに開催した説明会=7月、北京（中国商務省のホームページから、共同）

清代から続く独裁手段

本人には理解が難しい。

では中国でなぜ、このよ

うな法が誕生するのだろう

か。それを解くヒントとな

る論稿が、島根県立大学の

『北東アジア研究』別冊第4号（2018年9月）に載

つていた。韓東育氏の「清

朝の『非漢民族世界』にお

ける「大中華」の表現」で

ある。そこでは漢民族でない清

が、「漢民族の支持を得る

と同時に、「華夷大義」をさらに発展させ、モンゴル、ウイグル、チベット、西南地域の諸民族の『非漢民族

世界』であっても「大中華」に含まれるという共通認識を完成させた」とある。

そして「大中華」で確立した疆域が、中国政権による

すべからず。勢なり」（『読

■一家の法で支配

中国が理想とした「徳治」による封建制は、秦の始皇帝以来、中国の歴代王朝では「法治」を主とした郡県制となり、清朝もその例外ではなかつた。それは清の王夫之が、「それ封建に復

しての「法」なのである。

立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会

課修了。1999年から拓殖大教授を務め、2021年一人者。23年3月末まで本紙

3月末で退官。現在は島根県客員論説委員を務めた。73歳。

通鑑論」としたように、清朝は郡県制であった。そのため清代の「夷」は、孔子が「君子が居れば、東方未開の地でも住もう」とした、地方分権的な「夷」ではなかつた。

それは清代の黄宗羲が、「秦が封建を変じて郡県」としたことで「專制」が生まれ、「法は一家の法で天下の法」（『明夷待訪録』）ではなくなつたと批判したように、清朝の「法」は為政者の統治手段だったからだ。そのため清代のモンゴル、ウイグル、チベッ

ト、西南地域の諸民族は「一家の法」で統治されていたのである。

韓東育氏が「封建論」には、地方分権的な「封建制」と中央集権的な「郡県制」の可否を巡る「封建論」（体制論）が存在するからだ。その体制論は、韓東育氏の「華夷」（文明の中国と野蛮な異邦）の区別を中心とした横軸とすれば、縦軸になる。

実に、触れられたくないからであろう。

中国が理想とした「徳治」による封建制は、秦の始皇帝以来、中国の歴代王朝では「法治」を主とした郡県制となり、清朝もその例外ではなかつた。それは清の王夫之が、「それ封建に復

しての「法」なのである。

立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会

課修了。1999年から拓殖大教授を務め、2021年一人者。23年3月末まで本紙

3月末で退官。現在は島根県客員論説委員を務めた。73歳。

立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会

課修了。1999年から拓殖大教授を務め、2021年一人者。23年3月末まで本紙

3月末で退官。現在は島根県客員論説委員を務めた。73歳。

立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会

課修了。1999年から拓殖大教授を務め、2021年一人者。23年3月末まで本紙

3月末で退官。現在は島根県客員論説委員を務めた。73歳。